

有料職業紹介 返戻金制度

求人者（以下「甲」という）と有限会社ジーエムシージャパンリミテッド（以下「乙」という）は、有料職業紹介基本契約を締結した際の返戻金制度を下記の通り、導入しております。

記

有料職業紹介基本契約書に基づき甲が採用した人材（以下、「丙」という）が、丙の意思により、又は就業規則違反等の丙の責に帰すべき事由により短期退職した場合には、乙は、甲から支払われた紹介手数料について、次の割合で計算された金額を甲に払い戻すこととします。

1. 3ヶ月未満で退職した場合、紹介手数料の30%に相当する額を上限とし、甲乙の協議の上、返金額を決定するものとします。
2. 丙が、専ら甲の都合により短期退職をすることとなった場合には、紹介手数料の払い戻しは、行わないものとします。

以上

有限会社 ジーエムシージャパンリミテッド

所在地：神奈川県横浜市中区山下町73番地2 山下ポートハイツ601

有料職業紹介許可番号 14-ユ-300433
